

町民の皆様へ

### 町職員の懲戒処分の公表について

令和6年3月29日付けで、次のとおり職員の処分を行いましたので公表いたします。

#### 1. 教育部職員（50代男性係長）

被処分者は、令和6年3月20日（水）午後6時から午後10頃まで自宅にて飲酒後、就寝。

翌3月21日（木）の出勤途中に飲酒検問を受けたところ、呼気中アルコール濃度が0.3mg/lと検出され、検挙されました。

本件については、地方公務員法第29条第1項3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）及び、第33条（信用失墜行為の禁止）に該当することから、減給処分（給与月額：2/10 減額期間：10か月）を行いました。

今回の不祥事は大変遺憾であり、町民の皆様には深くお詫び申し上げます。飲酒運転撲滅に向けて取り組んでいる中、法令遵守をすべき町職員として絶対にあってはならない行為であり、今後、再発防止策を講じるとともに法令遵守・綱紀粛正に努め、信頼回復に職員一丸となって取り組んでまいります。

町民の皆様には重ねて心からお詫び申し上げます。

令和6年4月1日

西原町長 崎原盛秀